

2026年度 病院情報システムプリンター消耗品の購入（単価契約）に関する
質問書に対する回答書

質 問 事 項		※※
仕 様 書 項 目 番 号	質 問 内 容	回 答
物品購入単価契約書 （物品の配送等） 第5条 2	当月の納入物品が複数メーカーにわたる場合、メーカーごとに分けて納入しても差し支えないでしょうか。	仕様書に記載の通り、「発注日の翌日から起算して7営業日以内」の期限内であれば、メーカーごとに分けて納入いただいても差し支えありません。